

軽自動車税を口座振替された方へ

平成30年度の軽自動車税は、納期限の5月31日（木）に口座振替を行います。納税証明書（継続検査用）は、口座振替の処理後、6月中旬に送付します。

※5月31日から6月上旬に軽自動車税納税証明書が必要な方は、引き落としの確認ができるまでに数日かかりますので、証明書の申請の際に、口座振替が確認できる「通帳」をお持ちください。

※平成30年5月30日までに車検を受ける場合は、前年度（平成29年度）の納税証明書が使用できます。また、車検は有効期間の満了する日の1ヶ月前から受けることができます。

平成30年度の軽自動車税「減免」のお知らせ

身体（精神）に障がいがある方が所有する軽自動車の税金は、一定の要件を満たす場合、申請により減免することができます。

【申請期間】4月2日(月)～5月31日(木)まで ※この期間以外での受付はできません

減免を受けることができる自動車は、障がい者一人につき1台のみです。

※普通自動車で税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。

昨年度、減免を受けた方も毎年度申請が必要です。申請には次の書類等が必要です。

- ◎申請書・通院等の証明書（市役所税務課・各総合支所地域総務課の窓口に設置）
- ◎身体障害者等の手帳／◎自動車検査証／◎運転免許証／◎印鑑
- ◎マイナンバー（個人番号）カード・委任状等

※障がいの等級などによっては、減免の対象とならない場合もあります。

平成30年度の三輪以上の軽自動車の税率

車種区分	新車新規登録	平成27年度4月1日以上に初度検査を受けた三輪以上の軽自動車				平成27年3月31日までに初度検査を受けた三輪以上の軽自動車	
		標準税率	グリーン化特例【軽課】 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに初度検査をした三輪以上の軽自動車（取得の翌年度分に限る）			初度検査から13年を超える	初度検査から13年を超えない
種別	三輪以上の軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車（ガソリンを内燃機関の燃料とする）	電気自動車	天然ガス自動車	三輪以上の軽自動車経年者		
排出ガス性能	グリーン化特例対象性能外車及び経年車	平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	基準なし	—	—	—	
軽課税率等	軽減（軽課）なし	25%軽減（軽課）	50%軽減（軽課）	75%軽減（軽課）	重課	重課以外のもの	
三輪	燃費性能	グリーン化特例対象性能外車及び経年車	平成32年度燃料基準+10%達成車	平成32年度燃料基準+30%達成車	基準なし	—	
	年税額	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	4,600円、3,100円	
四輪以上（乗用）	燃費性能	グリーン化特例対象性能外車及び経年車	平成32年度燃料基準+10%達成車	平成32年度燃料基準+30%達成車	基準なし	—	
	年税額【営業用】 年税額【自家用】	6,900円 10,800円	5,200円 8,100円	3,500円 5,400円	1,800円 2,700円	8,200円、5,500円 12,900円、7,200円	
四輪以上（貨物）	燃費性能	グリーン化特例対象性能外車及び経年車	平成27年度燃料基準+15%達成車	平成27年度燃料基準+35%達成車	基準なし	—	
	年税額【営業用】 年税額【自家用】	3,800円 5,000円	2,900円 3,800円	1,900円 2,500円	1,000円 1,300円	4,500円、3,000円 6,000円、4,000円	

※初度検査（最初の新規検査）とは→今まで車両番号（ナンバープレート）の指定を受けたことのない軽自動車（新車）を使用するときに受ける検査です。自動車検査証に「初度検査年月」として記載されます。

◎平成29年4月1日から平成30年3月31日までに初度検査をした三輪以上の軽自動車のうち、排出ガスや燃費の性能に応じてグリーン化特例（軽課）が適用され、軽自動車税が軽減されます。ただし、軽課の適用は取得の翌年度分の軽自動車税のみです。平成30年4月1日に最初の新規検査を行い取得した車両は、平成31年度課税の軽減対象となります。

◎平成27年3月31日までに初度検査を受けた三輪以上の軽自動車については、初度検査から13年を超えた経年車が重課となり、重課以外の経年車が平成27年度の税率（旧税率）のまま据え置きとなります。

★平成30年度課税の重課対象：平成17年3月31日以前に初度検査をした三輪以上の軽自動車（自動車検査証に記載の初度検査年月が「平成17年3月」以前である）。

【問合せ】税務課 ☎0978-72-5156

市税等の納付は、便利で安全・安心な口座振替をご利用ください

国東市では、納税等のために金融機関等へ出かける必要がなく、「つい、うっかり」の納め忘れを防ぐ、便利で安全・安心な『口座振替』を推進していますので、ぜひご利用ください。また、口座振替は、市民の皆さんの利便性向上だけでなく、収納に関する書類作成等の事務経費削減にも役立っています。各担当課では、手続きに関するお問い合わせを随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

口座振替できる金融機関

- 大分銀行
- 豊和銀行
- 大分県信用組合
- 九州労働金庫
- 大分県農業協同組合
- 大分県漁業協同組合
- 全国のゆうちょ銀行

※1 お手続きには、金融機関での審査等にお時間を要します。余裕をもって行ってください。

※2 納期月には、指定された預貯金口座の残高にご注意ください。

※3 平成30年度の振替日は下記の振替日一覧表のとおりです。

【平成30年度の市税等振替日一覧表】

科目	徴収月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	振替日	5/31 (木)	7/2 (月)	7/31 (火)	8/31 (金)	10/1 (月)	10/31 (水)	11/30 (金)	12/25 (火)	1/31 (木)	2/28 (木)	4/1 (月)
個人市県民税（普通徴収）			①期全期		②期		③期			④期		
固定資産税		①期全期				②期			③期		④期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税（普通徴収）				①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	⑨期
介護保険料（普通徴収）			①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	⑨期	⑩期
後期高齢者医療保険料（普通徴収）				①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期	⑦期	⑧期	

平成30年度は固定資産税の評価替えの年です

固定資産税の課税客体である土地と家屋の価格は、3年間の価格の変動に対し、評価額を均衡のとれた適正な価格に見直す「評価替え」を行います。

平成30年度は、3年ごとに行う評価替えの年にあたります。原則として評価替えの年の翌年度、及び翌々年度は価格が据え置かれます。

ただし、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正（時点修正）を行うこともあります。

固定資産諸台帳の縦覧制度について

縦覧制度とは、ご自分の資産の今年度の評価額が、適正かどうかを判断していただくために設けられています。

「土地価格等縦覧簿」には、土地の所在・地番・地目・地積及び価格を、「家屋価格等縦覧簿」には、家屋の所在・家屋番号・種類・構造・建築年・床面積及び価格を記載しています。国東市では、パソコン画面で確認する方式を採用しています。

縦覧期間中に限り、ご自分の名寄帳を無料で取得できます。（期間外は300円で取得できます）

縦覧できる人	納税者本人・代理人（委任状が必要です）
縦覧場所	市役所税務課・各総合支所地域総務課
縦覧期間	4月2日(月) から5月31日(木) ※土・日・祝日除く
縦覧に必要なもの	印鑑・身分証明書

※名義人（ご本人）以外の方が窓口に来られる場合は、別にご持参いただく書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。